

**平成 29 年 11 月国税庁「移転価格事務運営
要領」(事務運営指針)等の一部を改正する
案に対する意見**

平成 29 年 12 月 8 日

日本機械輸出組合

はじめに

日本機械輸出組合（URL：<http://www.jmcti.org/>）は、日本の機械貿易の健全な発展を図るべく1952年に設立されたわが国の機械メーカー、商社、エンジニアリング企業等の多国籍企業を中心に構成される非営利団体であります。わが国機械産業の国際競争力の強化を図る上で、1990年初頭より国際税務研究会を設置し、わが国及び海外の国際課税制度の検討及び整備拡充を促して参りました。

移転価格税制への対応は当組合員にとって最重要の国際税務課題と位置づけており、今般平成29年11月10日に案の公示がされた「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）等の一部を改正する案に対し次葉以下のとおり意見を提出するものでございます。

意見等

1 グループ内役務提供取引の取扱いの改正について

「案件の概要」 1(1)グループ内役務提供取引に対する簡易な算定方法の適用の（注）として「企業は、従来の算定方法と簡易な算定方法のいずれかの方法を選択して独立企業間価格を算定することができます。」と記載がありますが、

「別添 移転価格事務運営要領（事務運営指針）新旧対照表（案）」3-10（企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討）の（1）（2）（3）に定められている記述からは、「選択」することができるという文言がなく、本案が最終的に改正された後に「選択」することができる旨の記述が残らない場合、上記（1）（2）（3）の読み方、解釈等を巡り、調査において混乱が生じる可能性があるものと思われます。

従いまして、上記（1）（2）（3）の規定において「選択」することができることが読み取れるよう記述いただくことを要望いたします。

2 事前確認に係る手続の改正について

（1）事前確認の申し出から相当期間を経過した場合の取扱いの明確化

「相互協議を伴う事前確認の申し出について、申し出の提出期限の翌日から3年を経過しても相手国において申し出が収受されていない、又は収受される見込みがない場合、申し出の取下げ又は相互協議を伴わない事前確認のいずれとするかを法人から聴取り、聴取りの日の翌日から3か月を経過する日までに法人から回答がない場合には、事前確認を行うことができない旨の通知を行う」点について、納税者が相手国においても事前確認の申し出を行っており、相手国においてこの申し出が収受されるために必要な相手国とのコミュニケーションや資料提出等の合理的な対応を行っている場合には、貴庁においても、例えば、相手国が申し出を収受しない理由等に関する相手国とのコミュニケーションや、相手国が申し出を収受するよう働きかけを行う等の方法により、事前確認が日本国及び相手国双方において収受され、適切かつ迅速に

事案が解決されるよう努めていただくことを要望いたします。

加えて、具体的にどのような状況が、相手国において事前確認の申出が収受されていない、又は、収受される見込みがない場合に該当するのか明確にさせていただくようお願いいたします。日本において事前確認の申出を行った際には、その申出書へ受領印が押印されますが、相手国における事前確認の申出について必ずしもそのような制度となっていない場合も想定され、相手国において事前確認の申出が収受されているか否か客観的に確認・証明することができない場合も想定されます。また、相手国において事前確認の申出が収受されてはいないが、この申出を相手国に収受してもらうことを目的として、納税者が相手国と必要なコミュニケーションを行っている場合、又は、相手国からの申出修正や資料提供等の依頼があった場合に、これらに納税者が合理的に対応している場合には、事前確認を継続いただくよう要望いたします。

(2) 事前確認を行うことができない場合の例示の追加

6-14(1)へにより、「事前確認審査の結果、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等が適切な方法であると認められないにもかかわらず、確認申出法人が事前確認の修正に応じない場合」には事前確認を行うことができないとありますが、どの算定方法が適切な方法であるか否かは必ずしも客観的に容易に判断できるものでもなく、当局と確認申出法人との間に見解の相違が生じることはあり得ると思われれますことから、敢えて確認申出法人に事前確認の修正を求める必要はないと考えます。また、バイラテラル A P A においては相手国の当局との見解の調整等も必要になりますことから、入り口は広く開いておいていただくことが望まれます。

6-14(2)へにより、「確認対象事業年度の前の事業年度において、確認対象取引と同様の国外関連取引に対し移転価格税制の適用に係る調査が行われている場合」には事前確認を行うことができないとありますが、将来年度に係る事前確認については、過去年度に対する移転価格調査実施の有無に関わらず納税者として予見可能性及び法的安定性を確保するために必要な場合もありますことから、事前確認に応じていただくことを要望いたします。

(3) 資料の提出期限の明確化

6-14(1)口により、当局が設定した期限（30日を超えない範囲）までに資料が提出されない場合には、事前確認を行うことができない旨当局から説明されることとされておりますが、確認申出法人により通常30日以内での提出を行っているなかで、資料の内容等に応じて30日以内での提出が困難なことにつきやむを得ない事情が認められる場合には45日または60日までの猶予をお認めいただきたく要望いたします。

(4) 過去の合意不成立と同一の申出

6-15(2)ハにより、過去に相互協議の合意が成立しなかったものとその内容において同一であると認められる場合、当局は確認申出法人から当該申出を取下げるか否か、相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取することが提案されております。しかしながら、相互協議の合意・不合意は、両国間の社会・経済関係等の状況や、確認申出法人においても当該協議結果に係る受入可否の経営判断等、その時々における事情に依存する面もあり、過去に相互協議が成立しなかったからとはいえ一概に当該申出の取下やユニラテラルA P Aへの変更を求めることはなく、前向きに事前確認を受け入れいただくよう要望いたします。

以上

日本機械輸出組合 国際税務研究会 委員会社

キヤノン株式会社 (座長)

株式会社日立製作所 (副座長)

伊藤忠商事株式会社 (以下委員)

川崎重工業株式会社

株式会社クボタ

株式会社小松製作所 (コマツ)

シャープ株式会社

シンフォニアテクノロジー株式会社

住友商事株式会社

セイコーエプソン株式会社

ソニー株式会社

大同特殊鋼株式会社

株式会社東芝

株式会社ニコン

日本精工株式会社

日本電気株式会社 (NEC)

パイオニア株式会社

パナソニック株式会社

富士通株式会社

株式会社富士通ゼネラル

丸紅株式会社

三菱重工業株式会社

三菱電機株式会社

(連絡先)

+++++

日本機械輸出組合

通商・投資グループ

谷井晃裕

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3436-6455

E-mail: tanii@jmcti.or.jp

+++++